

第1章

相続とは？

1 相続法の特徴

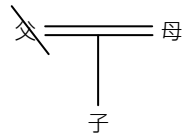
相続法の特徴的なのは、民法の他の規定と比べて、**非常に詳細に**規定されていることです。たとえば、父が死亡した場合に、相続人が母親・長男・次男だったときの法定相続分は、母親は2/4・長男は1/4・次男は1/4と“数字で”割合が決まっています。民法の他の規定では、ないことです。たとえば、「損害賠償を請求できる」という規定はありますが（民法415条。P16）、「具体的にいくら請求できる」とか「損害の何割を請求できる」とかいう規定はありません。

非常に詳細に規定されているのは、相続が泥沼化し醜い争いになることが多いからです。たとえば、兄弟同士で相続分を争う裁判がされると、「オレは、お前のお下りの服しか着れなかった」とか、法律と関係のない感情論が飛びかい収拾がつかなくなります。そこで、**あらかじめ法律で詳細に規定し、関係者の争いの余地、裁判所の裁量の余地を少なくしている（できる限り画一的にしている）**のです。

2 相続の開始

相続は、死亡によって開始します（民法882条）。この「死亡」には、失踪宣告により死亡したものとみなされる場合も含まれます（民法31条）。

父・母・子の家庭があったとして、父が死亡する以前には、母と子は父を相続すべき期待権を有しているので、父が死亡する以前は、母と子のことを「推定相続人」といいます。父が死亡すると、その瞬間に相続が開始します。この場合の父を「被相続人」、母と子を「相続人」といいます。また、死亡した時の父の財産のうち相続人に承継される財産を「相続財産」といいます。



相続においては、誰が相続人となるかを確定することが最も重要です。

相続人を決める基本的な考え方を①と②でみて、具体的に誰が相続人となるかを③～⑤でみていきます。

1 同時存在の原則

同時存在の原則：被相続人が死亡した時に、相続人は生存していなければならないという原則

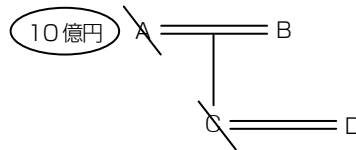
被相続人より前に死亡した者は、それがたとえ1日前であったとしても、相続人となることはできません。「相続したければ、1日でも長く生きる！」、これを肝に銘じてください。

死亡した者は権利能力がなくなりますので、権利義務を有することができません。死亡した者が所有権などを有することはできないのです。よって、被相続人が死亡すると、その瞬間に、被相続人の権利義務が相続人に移転します。相続人は権利義務を受け取ることができる、つまり、権利能力を有していないといけないので、相続人は被相続人の死亡時に生きている必要があります。

2 同時死亡の推定

Case

10億円の預金を持つAとその息子Cが、同一の交通事故で死亡したが、その死亡の先後が明らかでなかった。Aには妻B、Cには妻Dがいた。Aの10億円は、誰が相続するか？



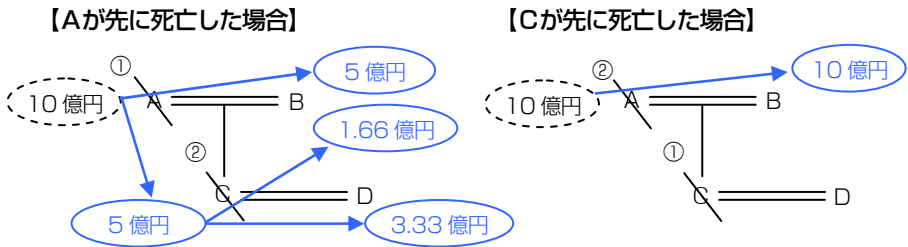
民法 32 条の2（同時死亡の推定）

数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

同時死亡の推定：数人の者が死亡した場合において、その死亡の先後が明らかでないときに同時に死亡したものと推定する制度

上記¹でみたとおり、被相続人の死亡時に生きていれば、その後すぐに死亡しても相続人となります。そのため、どちらが少しでも長く生きていたかは、非常に重要です。たとえば、上記 Case において、A と C の死亡の先後で 10 億円の行き先は変わるのです。嫁 (D) と 姑^{しゅうとめ} (B) の大バトルです……。

*具体的な相続人は下記³で、相続分は P457～459 で説明します。



A が先に死亡した場合は、A の 10 億円は B と C が 5 億円ずつ相続します。その後 C が死亡していますので、C が A から相続した 5 億円は、B と D が約 1.66 億円・約 3.33 億円ずつ相続します。D は、約 3.33 億円を承継できるのです。

それに対して、C が先に死亡した場合は、C が A を相続できませんので、A の 10 億円はすべて B が相続します。D は A の姻族ですので、D が A の相続人となることはありません。D は、1 円も承継できないのです。

このように死亡の先後で大きく相続関係が変わるので（推理小説であれば殺人の動機になることもあります）、死亡の先後が不明なときの規定も必要なのです。

死亡の先後が不明なときは、同時に死亡したものと推定されます（民法 32 条の 2）。この意味は、以下のとおりです。

①同時死亡の推定がおよぶ者相互の間では相続が生じません。

上記 Case において、A と C はお互いを相続しません。よって、A の 10 億円はすべて B が相続し、D は 1 円も承継できません。

②同時死亡の推定がおよぶ者相互の間では遺贈も効力を生じません（民法 994 条 1 項）。

③代襲相続（下記⁴）は生じます（民法 887 条 2 項）。

代襲相続は下記⁴で説明しますが、仮に上記 Case において C に子 E がいた場合には、E が C を代襲し、A の 10 億円は B と E が 5 億円ずつ相続します。

3 相続人の順位

相続人には、順位があります。

常に相続人となる者

配偶者は、常に相続人になります（民法 890 条）。以下の第 1 順位、第 2 順位、第 3 順位のいずれの者とでも、共同相続人となれます。

「配偶者」とは、被相続人の死亡時点で配偶者である必要があります。被相続人の死亡時点で離婚している者、未婚の者は、相続人とはなりません。相続したければ、離婚せずにガマンしましょう。未婚なら早く籍を入れましょう。

第 1 順位の相続人

子（およびその代襲相続人）が第 1 順位です（民法 887 条 1 項、2 項本文）。第 1 順位ですので、常に相続人になります。「では、配偶者と同じなのでは？」と思われたかもしれませんが、子（およびその代襲相続人）がいると、以下の、第 2 順位の相続人、第 3 順位の相続人が相続人となれないという意味で配偶者と異なります。

第 2 順位の相続人

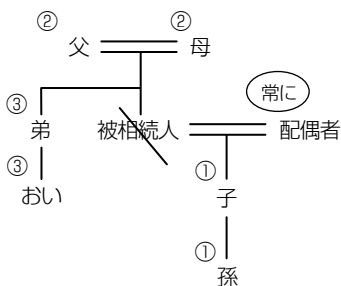
直系尊属が第 2 順位です（民法 889 条 1 項 1 号）。第 1 順位の相続人がいない場合に、相続人になります。配偶者はいてもいなくても相続人になります。

第 3 順位の相続人

兄弟姉妹（およびその代襲相続人）が第 3 順位です（民法 889 条 1 項 2 号、2 項、887 条 2 項）。第 1 順位の相続人および第 2 順位の相続人がいない場合に、相続人になります。配偶者はいてもいなくても相続人になります。

以上をまとめると、相続人のパターンは以下の 7 パターンがあり得ます。

*①②③は、相続人の順位です。



(パターン 1) 配偶者のみ

(パターン 2) ①のみ

(パターン 3) ②のみ

(パターン 4) ③のみ

(パターン 5) 配偶者+①

(パターン 6) 配偶者+② (①がいない)

(パターン 7) 配偶者+③ (①②がいない)

※「①+②」「②+③」「①+③」はなし

Realistic rule

姻族が相続人となることはありません。養子縁組によって生じた法定血族関係を除き、血のつながりががない場合に相続人となることはありません。

ex. 姑^{しゅうとめ}が死亡して、嫁が姑を相続することはありません。相続財産を承継させたければ、遺言で遺贈するべきです。

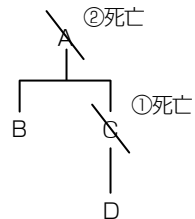
4 代襲相続

1. 意義・趣旨

たとえば、Aに子B C、Cに子Dがいたとします。Aが死亡したとき、Aより前にCが死亡していた場合は、Dは、Aの相続人となれるでしょうか。

この例において、CはAより先に死亡していますので、上記①の同時存在を充たさず、Cは相続人となれません。では、Aの相続人はBだけになるかということですが、実はD（Aの孫）がCを代襲してCに代わってAを相続できます。よって、この場合、Aの相続人は「BおよびD」となります。このDのように、1つ上の代に代わって相続することを「代襲相続」といいます。

CがAの死亡時に生きていれば、CがAを相続し、その後、DがCを相続できました。Cが先に死亡したためにDにまったく相続財産がこないことになると、CがAの死亡時に生きていた場合に比べてあまりに不公平であるため、代襲相続が認められました。



2. 要件

(1) 被代襲者（上記1.の例でいうとC）についての要件

(a) 被代襲者（代襲される者）となる者

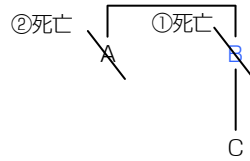
被代襲者（代襲される者）となるのは、以下の①または②の者です。

①被相続人の子（民法 887 条 2 項本文）

ex. 上記1.の例でいうとCは被代襲者となります。上記1.で説明したとおり、CがAより先に死亡している場合は、DがCを代襲してAを相続します。

②被相続人の兄弟姉妹（民法 887 条 2 項本文，889 条 2 項，1 項 2 号）

ex. A に弟 B，B に子 C がいたとします。A が死亡したとき，A より前に B が死亡していた場合は，C は B を代襲して A を相続します。



※被相続人の直系尊属は被代襲者となりません。

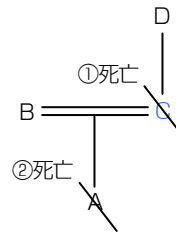
ただし，直系尊属は第 2 順位の相続人ですので，被相続人に直系卑属がいない場合，直系尊属は相続人となります（民法 889 条 1 項 1 号本文）。

ex. A に父 B，B に父 C がいたとします。A が死亡したとき，A より前に B が死亡していた場合は，C は B を代襲しません。しかし，直系尊属である C は第 2 順位の相続人ですので，C は A を相続します。



「代襲相続といわないだけで，相続するのならば代襲相続しているのと同じではないか？」と思われたかもしれません。しかし，以下のような相続関係だった場合，代襲相続しないために相続人となれないという事態が生じます。

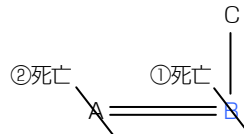
ex. A に父 B，母 C，C に父 D がいたとします。A が死亡したとき，A より前に C が死亡していた場合は，D は C を代襲しません。A の相続人は，B のみとなります。



D は C を代襲しないため，「直系尊属が複数いる場合は，親等が近い者が優先する」という規定（民法 889 条 1 項 1 号ただし書）があります。D より B のほうが，A に親等が近いので，B のみが相続人となります。上記 1. の直系卑属の例と比べてください。親等が遠い者に代襲相続が生じるかどうかの違いがあることがわかります。

※被相続人の配偶者は被代襲者となりません。

ex. A に妻 B，B に父 C がいたとします。A が死亡したとき，A より前に B が死亡していた場合は，C は B を代襲しません。



（b）代襲原因

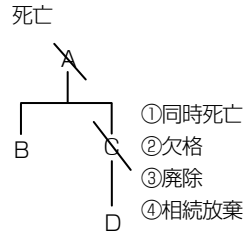
代襲原因とは，被代襲者（上記 1. の例でいうと C）が相続できなくなった原因です。死亡はもちろん含まれるのですが，以下の Case の場合も代襲相続が生じるで

しょうか。

Case

Aに子B・C、Cに子Dがいる。Aが死亡したとき、Cが、以下の各場合に該当したとき、DはCを代襲してAの財産を相続することができるか？

- ①CがAと同時に死亡した場合
- ②Cが欠格に該当する場合
- ③CがAから廃除されていた場合
- ④Cが相続放棄をした場合



代襲原因となるのは、以下の①～③です（民法 887 条 2 項）。

①被相続人の死亡以前の死亡

「以前」とありますので、同時に死亡した場合も含みます。よって、上記 Case①の場合、DがCを代襲してAを相続します。

②欠格

欠格は下記⁵の1.で説明しますが、代襲原因となります。よって、上記 Case②の場合、DがCを代襲してAを相続します。

③廃除

廃除は下記⁵の2.で説明しますが、代襲原因となります。よって、上記 Case③の場合、DがCを代襲してAを相続します。

②と③が代襲原因となるのは、これらは一身専属的な事由である、つまり、悪いのはCのみであるため、その子であるDは相続人となることのできるのです。

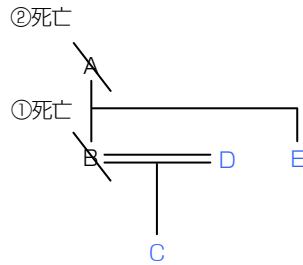
※相続放棄は代襲原因とはなりません。

よって、上記 Case④の場合、DはCを代襲できずAを相続できません。Aの相続人はBのみとなります。相続放棄の効果はとにかく「絶対的」であるため（Ⅱのテキスト第3編第1章第3節⁴4.（3）（e）の「相続放棄の効果」）、相続放棄をしたCだけでなく、Cの子Dの相続権もふっ飛ぶのです。

(2) 代襲者（上記1.の例でいうとD）についての要件

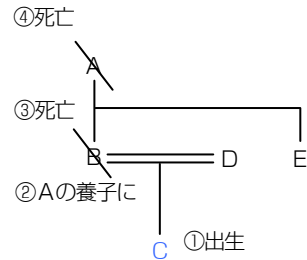
代襲者は、被代襲者の直系卑属に限られます（民法 887 条 2 項，3 項，889 条 2 項参照）。被代襲者の配偶者や兄弟姉妹は、代襲できません。

ex. A に子 B，B に子 C，妻 D，弟 E がいたとします。A が死亡したとき，A より前に B が死亡していた場合は，C は B を代襲しますが，D と E は B を代襲しません。D は B の配偶者，E は B の兄弟姉妹だからです。



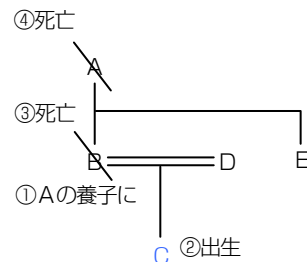
被代襲者（上記 ex.だと B）の直系卑属（上記 ex.だと C）は代襲者となれるのですが，被相続人（上記 ex.だと A）の直系卑属である必要があります（民法 887 条 2 項ただし書）。「被代襲者の直系卑属だが，被相続人の直系卑属ではない場合」があるのかということですが，あります。養子縁組がからむ以下の場合です。

ex. 上記 ex.において，B が A の養子であり，C が養子縁組の前に生まれた子であった場合，C は B を代襲しません。養子のみを取り込むのが養子縁組です。縁組前に生まれた子である C は A に取り込まれておらず，A と C との間に親族関係はありません（P404）。よって，C は A の直系卑属ではないのです。



それに対して，縁組後に生まれた子は，代襲します。

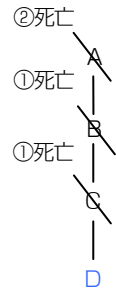
ex. 上記 ex.において，B が A の養子であり，C が養子縁組の後に生まれた子であった場合，C は B を代襲します。養子のみを取り込むのが養子縁組ですが，縁組後に生まれた子である C は，B を取り込んだ後に生まれた子であるため，A と C との間に親族関係が生じています（P404）。よって，C は A の直系卑属です。



3. 再代襲相続

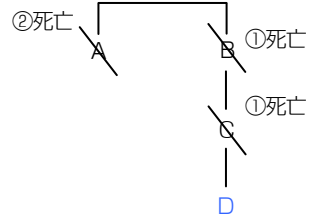
代襲相続だけでなく、再代襲相続もあります。再代襲相続とは、代襲者も被相続人以前に死亡していた場合に、代襲者の子が相続人となることです（民法 887 条 3 項）。

ex. A に子 B, B に子 C, C に子 D がいたとします。A が死亡したとき、A より前に B と C が死亡していた場合は、D が再代襲して、D は A を相続します。つまり、ひ孫が相続人となるのです。



ただし、兄弟姉妹については、再代襲は認められません（民法 889 条 2 項は民法 887 条 3 項を準用していません）。

ex. A に弟 B, B に子 C, C に子 D がいたとします。A が死亡したとき、A より前に B と C が死亡していた場合は、D は再代襲しません。



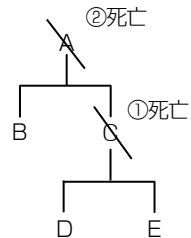
C であれば代襲できました（上記 2. (1) (a) ②）。

つまり、代襲できるのは、おい・めいまでなのです。おい・めいの子だと遠すぎるからです。みなさんも、おい・めいは会ったことがあるでしょうが、おい・めいの子は会ったことがありませんよね（万が一あっても、ないことにしておきましょう。うん）。

4. 代襲者の相続分

代襲者は、被代襲者の相続分となります。代襲者が数人いる場合、数人で被代襲者の相続分を平等に分けることになります（民法 901 条, 900 条 4 号）。

ex. A に子 B C, C に子 D E がいたとします。A が死亡したとき、A より前に C が死亡していた場合の相続分は、「B 4 分の 2, D 4 分の 1, E 4 分の 1」となります。C の相続分であった 2 分の 1 を D と E で半分ずつ分けるのです。



5 相続人の資格を奪われる者

本来は相続人だが、相続人の資格を奪われる場合があります。それが「欠格」(下記1.)と「廃除」(下記2.)です。

1. 欠格

Case

Aの子Bは、Aを殺害し、殺人罪で刑務所に入った。この場合でも、BはAを相続することができるか？

(1) 意義・趣旨

上記 Case のような場合に、「親を殺して親を相続する」って常識的にもおかしいですね。このような者は欠格者とされ、相続人の資格を奪われます(民法 891 条)。

欠格は、殺人などをした者に対する**制裁**の制度です。

欠格を考える視点

欠格は、結果ではなく、**相続人の意思**を問題とします。欠格は、「このような意思のあった者に相続させたくない」という趣旨の制度だからです。

(2) 欠格事由

欠格に当たり相続人の資格を奪われるのは、以下の①～⑤のいずれかの事由がある者です。

①故意に被相続人または相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせまたは至らせようとしたために、刑に処せられた者(民法 891 条 1 号)

上記 Case の殺人が当たります。よって、上記 Case の B は、A を相続できません。

また、殺人に至らない殺人未遂や殺人予備も当たります。しかし、傷害致死は当たりません。「人が死ぬ傷害致死が当たらず、死なない殺人未遂や殺人予備が当たるの？」と思うかもしれませんが、欠格は、結果ではなく、相続人の意思、つまり、殺意があるかどうか**判断基準**となるのです(上記の「欠格を考える視点」)。

なお、刑に処せられること(懲役など)まで必要です。単に逮捕されただけでは当たりません。

②被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せずまたは告訴しなかった者(民法 891 条 2 号本文)

告発または告訴しないような者には、道義的に相続させたくないということです。

ただし、以下の場合には、告発または告訴しなかった者でも相続人になります(民法 891 条 2 号ただし書)。

・是非の弁別がなかった

この場合は、告発または告訴しようがありません。

・殺害者が自分の配偶者もしくは直系血族であった

夫婦や親子などは、どうしてもかばってしまいますので、告発または告訴が期待できないからです。

なお、兄弟姉妹は直系血族ではなく傍系血族ですので、告発または告訴をしなかったときは、原則どおり相続人となることができません。兄弟姉妹なら告発または告訴が期待できるということです。「兄弟は他人の始まり」といいますし……。

③詐欺または強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消しまたは変更することを妨げた者(民法 891 条 3 号)

④詐欺または強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させまたは変更させた者(民法 891 条 4 号)

⑤相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄しまたは隠匿した者(民法 891 条 5 号)

ただし、破棄・隠匿をしていても、それが不当な利益を目的としなかったとき、たとえば、自分に有利な遺言を破棄したときは、相続人になります(最判平9.1.28)。

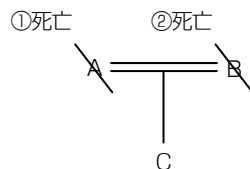
欠格は、結果ではなく、相続人の意思が問題となります。不当な目的がなければ構わないのです(上記の「欠格を考える視点」)。

※事前に知っておかないと間違えるひっかけ問題

欠格には、事前に知っておかないと間違えるひっかけ問題があります。

Case

Aには、配偶者B、子Cがいる。CがAを殺し、殺人罪で懲役刑を言い渡された。その後、Bが死亡したとき、Cは、Bの相続人になることができるか？



上記 Case において、CはAを殺害し刑に処せられていますので、Aの相続人とはなりません。ですが、Bを殺害したわけではないので、Bの相続人にはなれそうです。しかし、実は、CはBの相続人にもなれません。

CがAを殺害していなければ、Bの相続人は、AおよびCでした。AとCは、Bの相続について同順位だったのです。ということは、CがAを殺害した行為は、上記①の「同順位にある者を死亡するに至らせ」たに該当します。Cは、Bの相続について同順位であるAを殺害して刑に処せられていますので、Bの相続人にもなれないのです。

このひっかけ問題は、頭に入れておいてください。

2. 廃除

Case

Aには、子Bがいる。AがBから虐待を受けていた場合、Aは、自分の財産をBに相続させないようにすることができないか？

民法 892 条（推定相続人の廃除）

遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

（1）意義・趣旨

「このバカ息子だけには相続させたくない」と思ったとき、遺言に「他の相続人に相続させる」「相続財産は全額ユニセフに寄付する」などと書く方法があります。しかし、子や配偶者などには遺留分（P517¹）があるため、遺言があっても、遺留分の方だけは相続できてしまいます。しかし、上記 Case のBのような虐待をする者には、遺留分さえ与えたくないですね。

そこで、遺留分を有する者に相続させないために設けられたのが、この廃除の制度です（民法 892 条）。

廃除を考える視点

廃除は、「こいつに相続させたくない」という被相続人の意思を尊重するための制度です。

(2) 要件

相続人から廃除するには、以下の①～③のすべての要件を充たす必要があります（民法 892 条）。

①廃除される者が遺留分を有する推定相続人であること

配偶者や子には遺留分がありますが、兄弟姉妹には遺留分はありません（P517 の 1.）。よって、配偶者や子を廃除することはできますが、兄弟姉妹を廃除することはできません。

上記（1）で説明したとおり、廃除は遺留分を有する者に相続させないための制度です。遺留分を有しない兄弟姉妹に相続させなければ、相続させないような遺言を書けばいいだけです。「遺留分を有しない者については、遺言を書けばいいだけだから、その程度で裁判所にくるな！」ということです。

②廃除原因があること

相続権は権利ですので、何も悪いことをしていない相続人を廃除することはできません。以下のいずれかの事由がある必要があります。

- ・被相続人に対する虐待をしたまたは重大な侮辱を加えた

「虐待」はわかるでしょうが、「重大な侮辱」とは、たとえば、被相続人に絶えず「死ね」と言っていた場合が当たるとした裁判例があります（東京高決平 4.10.14）。

- ・その他の著しい非行

たとえば、被相続人の財産を好き勝手に浪費していた場合が当たります。

③家庭裁判所に廃除の請求があること

廃除は、「被相続人が生前にする方法」と「遺言でする方法」があります。

生前廃除の場合は、被相続人が自ら家庭裁判所に請求します（民法 892 条）。

遺言廃除の場合は、被相続人の死亡後に、遺言執行者（P513）が家庭裁判所に請求します（民法 893 条）。

3. 欠格と廃除の比較

欠格と廃除について比較したほうがよい規定は、比較しながら確認しましょう。

	欠格	廃除
手続の 要否	欠格事由がある場合は、特別な手続なく、法律上当然に効果が生じます。	家庭裁判所の審判が必要です。
受遺者 (P502 の3.)と なれるか	なれません（民法 965 条, 891 条）。 欠格は制裁規定ですので（P449（1））、欠格者が受遺者となることも認めません。	なれます。被相続人が、廃除された者に生前贈与や遺贈をすることができます。廃除は被相続人の意思を尊重するための制度ですので（P451 の「廃除を考える視点」）、被相続人が財産を与えたいと思ったのならば構わないのです。
効果の 及ぶ者の 範囲	一身専属的です。欠格者・被廃除者は、被相続人との関係でのみ相続権を失います。	
遡及効の 有無	被相続人の死亡後に欠格事由に該当した・廃除された場合には、被相続人の死亡時にさかのぼって効果が生じます（民法 893 条後段）。	
取り消す ことが できるか	取り消すことはできません。 ex. 殺人未遂により刑に処せられた者が、被害者から宥恕（ ゆうじょ 許すこと）された場合であっても、欠格者のままです。 欠格は制裁規定ですので（P449（1））、当事者が取り消すことはできないのです。	被相続人がその取消しをしようと思えば、いつでも、家庭裁判所に廃除の取消しを請求することができます（民法 894 条 1 項）。廃除の取消しは、遺言することもできます（民法 894 条 2 項, 893 条）。 廃除は被相続人の意思を尊重するための制度ですので（P451 の「廃除を考える視点」）、被相続人が「やっぱ、こいつは許そう」と思ったのならば構わないのです。

第3章

相続の効力

第1節 相続財産の承継

民法 896 条（相続の一般的効力）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。
ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

1 包括承継

1. 原則

死亡した被相続人は権利能力がなくなりますので、権利義務を有することができません。よって、死亡した瞬間に、相続人が被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します（民法 896 条本文）。預金や不動産などのプラスの財産以外にも、借金などのマイナスの財産も承継します。

この承継は、包括承継です。包括承継ですので、預金、不動産、借金などの具体的な権利義務だけではなく、権利義務として具体的に発生するにいたっていない財産法上の法律関係や法的地位も承継されます。

ex. 売主が死亡した場合、売主としての地位も相続人に承継されます。よって、買主に債務不履行があれば、相続人が売主として売買契約を解除できます。

2. 例外

被相続人の一身に専属したもの（一身専属権）は承継されません（民法 896 条ただし書）。「一身専属権」とは、たとえば、扶養請求権（P437⁴）、生活保護費の請求権が当たります。一身専属権は、“その人のためだけ”（扶養請求権や生活保護費なら生活に困っている被相続人のためだけ）の権利なので、相続人には承継されないのです。

2 相続財産に含まれるか微妙なもの

上記¹のとおり、一身専属権以外は相続財産に含まれるのが原則なのですが、個別に相続財産に含まれるか検討しなければならないものがあります。

1. 継続的保証債務

「継続的保証債務」とは、雇用時の身元保証、賃貸借契約時の賃借人の保証など

継続的な契約から生ずる債務を保証するものです。継続的保証債務は相続財産に含まれず、相続人が保証債務を負う必要はありません（最判昭 37.11.9）。

継続的保証債務は、特別な人間関係を基礎としているからです。ちょっとした知り合い程度なら、雇用時の身元保証人や賃貸借契約の保証人になりません。また、あまりに重い負担であることも、相続人に承継されない理由の1つです。

ただし、継続的保証契約に基づいてすでに具体的に発生した債務は、承継されます（大判昭 10.11.29）。

すでに発生していますので、通常の債務と変わらないからです。

2. 生命保険金請求権

生命保険金請求権が相続財産に含まれなければ、生命保険金請求権を取得した相続人は、生命保険金と関係なく（生命保険金に加えて）、相続財産を承継できるようになります。生命保険金請求権は、生命保険契約時の「受取人」が誰であるかで結論が変わります。

①被相続人自身が受取人として指定されていた場合

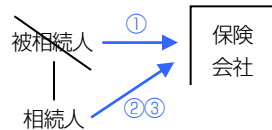
相続財産に含まれます。生命保険金も相続財産に入れ、相続財産を相続人で分けることになります。あえて被相続人を受取人としたということは、被相続人は特定の相続人だけに生命保険金を渡す意思ではなかったと考えられるからです。

②被相続人が相続人の特定の者を受取人として指定していた場合

相続財産に含まれず、相続人固有の権利となります。被相続人は特定の相続人だけに生命保険金を渡す意思があったと考えられるからです。

③被相続人が単に受取人を「相続人」としていた場合

相続財産には含まれません（最判平 6.7.18）。ただし、特定の相続人が受取人となっていないので、結局は相続分の割合で生命保険金を分けることになります。



3. 死亡退職金の受給権

たとえば、夫が死亡した場合に妻が死亡退職金を受け取ることがあります。これは、相続財産に含まれません（最判昭 55.11.27）。死亡退職金の受給権を取得した相続人は、死亡退職金と関係なく（死亡退職金に加えて）、相続財産を相続できます。

死亡退職金は、死亡者の稼ぎに頼っていた遺族の生活保障のため、つまり、その遺族のためだけのものだからです。

第2節 相続分

1 相続分の決まり方

第2章で誰が相続人になるかをみました。相続人が決まると、次は、相続人が複数いる場合、各相続人の相続分が問題となります。相続分は、まず、被相続人の意思によって決まります（下記②の指定相続分）。被相続人の指定がない場合には、民法の規定によって決まります（下記③の法定相続分）。ただし、生前の事情によって相続分が修正されることがあります（下記④の相続分の修正）。

なお、相続分を譲渡するということも可能です（下記⑤の相続分の譲渡）。

相続財産の行方を考える視点

（原則）被相続人の意思を第一に考えます。

（例外）遺留分など、被相続人の意思を貫けない場合もあります。

2 指定相続分

1. 意義

被相続人は、遺言によって相続分を決められます（民法902条1項本文）。

ex. 被相続人の長男と次男が相続人である場合、法定相続分は「 $1/2 \cdot 1/2$ 」ですが、被相続人は遺言で「長男 $2/3 \cdot$ 次男 $1/3$ 」などと決められます。次男の相続分は法定相続分 $1/2$ より少ないですが、このような指定がされると、次男は $1/3$ を超えて相続することはできません。長男のほうが世話をしてくれた場合などには、このように相続分に差を設けることがあります。

また、遺言で、相続分を定めることを第三者に委託することもできます（民法902条1項本文）。たとえば、元気なうちに遺言を書く場合に、「介護してくれた子の相続分を多くしたい」と思ったとします。遺言を書く時点では、どの子が一番介護をしてくれるかわからないので、弁護士や司法書士に「介護してくれた子の相続分を多くしてくれ」と委託して、弁護士や司法書士に任せることがあります。

※遺留分を侵害する指定があった場合の指定の効力

遺留分を侵害する指定も無効ではありません（P521～522の「遺留分減殺がされた場合の財産の流れ」）。遺留分権利者が、遺留分減殺請求をできるにとどまります。遺留分減殺請求がされなければ、相続分はそのままです。

2. 効果

相続分が指定されると、遺留分を侵害していない限り(民法 902 条 1 項ただし書), その相続人の相続分は指定された相続分で決まってしまう。

ex. 被相続人の長男, 次男, 三男が相続人である場合に, 「長男の相続分は $\frac{1}{4}$ 」と指定されたとします。このように, 一部の相続人の相続分だけ決めることもできます(民法 902 条 2 項)。この場合に, 次男が相続放棄をしても, 長男の相続分は $\frac{1}{4}$ のままです。相続分が指定されていない三男の相続分が $\frac{3}{4}$ に増えるだけです。

1
P505

3 法定相続分

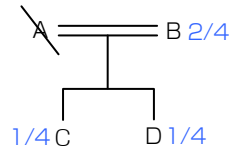
上記[2]の相続分の指定がない場合は, 民法の規定によって決まります(民法 900 条, 901 条)。民法に規定されている相続分は, 以下のとおりです。

1. 配偶者と子が相続人である場合

相続分は, 「配偶者 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$, 子 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ 」です(民法 900 条 1 号)。

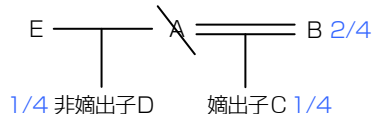
子が数人いる場合は, 子の相続分 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ を子全員で均等に分けます(民法 900 条 4 号本文)。

ex. A に, 配偶者 B, 子 C D がいたとします。A が死亡した場合, B の相続分は $\frac{2}{4}$, C の相続分は $\frac{1}{4}$, D の相続分は $\frac{1}{4}$ です。子の相続分 $\frac{2}{4}$ の $\frac{1}{4}$ を C と D で分けるのです。



なお, 平成 25 年に民法が改正され, 非嫡出子の相続分も嫡出子の相続分と同等となりました。非嫡出子であることは, 非嫡出子自身にはどうしようもない(子が悪いわけではない) ことなどが理由です。

ex. A に, 配偶者 B, B との間に生まれた嫡出子 C, 愛人 E との間に生まれた非嫡出子 D がいたとします。A が死亡した場合, B の相続分は $\frac{2}{4}$, C の相続分は $\frac{1}{4}$, D の相続分は $\frac{1}{4}$ です。なお, E は相続人にはなりません。E は A の配偶者ではないからです (P443)。



2. 配偶者と直系尊属が相続人である場合

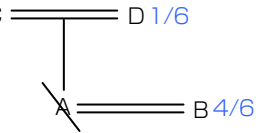
相続分は, 「配偶者 $\frac{3}{4}$ の $\frac{2}{4}$, 直系尊属 $\frac{3}{4}$ の $\frac{1}{4}$ 」です(民法 900 条 2 号)。

第3章 相続の効力

直系尊属が数人いる場合は、直系尊属の相続分3分の1を直系尊属全員で均等に分けます（民法900条4号本文）。

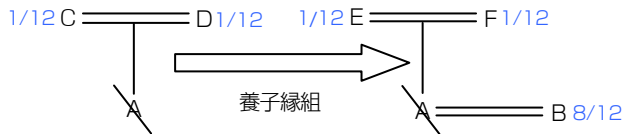
ex. Aに、配偶者B、父C、母Dがいたとします。 $\frac{1}{6}C \equiv \frac{1}{6}D$

Aが死亡した場合、Bの相続分は $\frac{4}{6}$ 、Cの相続分は $\frac{1}{6}$ 、Dの相続分は $\frac{1}{6}$ です。直系尊属の相続分3分の1をCとDで分けるのです。



なお、養父母がいる場合、実父母・養父母は区別なく、直系尊属として均等の相続分となります（民法900条4号本文）。

ex. Aに、配偶者B、実親CD、養親EFがいたとします。Aが死亡した場合、Bの相続分は $\frac{8}{12}$ 、Cの



相続分は $\frac{1}{12}$ 、Dの相続分は $\frac{1}{12}$ 、Eの相続分は $\frac{1}{12}$ 、Fの相続分は $\frac{1}{12}$ です。直系尊属の相続分3分の1をC、D、E、Fで分けるのです。

相続分の計算方法

相続分は、以下の手順で考えると間違いが少なくなります。

① 相続分の少ないほうから相続分を出す

上記ex.だと、直系尊属の相続分のほうが配偶者よりも少ないので、「C：1」「D：1」「E：1」「F：1」とします。

「配偶者3分の2、直系尊属3分の1」ですので、配偶者の相続分は直系尊属の相続分の2倍となります。よって、直系尊属の相続分「4」の2倍である「8」がBの相続分となります。

② 上記①の数字を合計し分母を出す

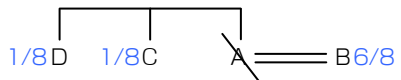
「C：1」「D：1」「E：1」「F：1」「B：8」を合計すると、「12」です。

3. 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合

相続分は、「配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1」です（民法900条3号）。

兄弟姉妹が数人いる場合は、兄弟姉妹の相続分4分の1を兄弟姉妹全員で分けます。分け方は、均等に分けるのが原則です（民法900条4号本文）。

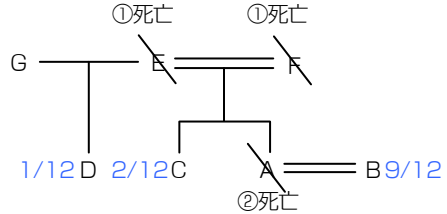
ex. Aに、配偶者B、弟C、妹Dがいたとします。Aが死亡した場合、Bの相続分は $\frac{6}{8}$ 、Cの相続分は $\frac{1}{8}$ 、Dの相続分は $\frac{1}{8}$



です。兄弟姉妹の相続分4分の1をCとDで均等に分けるのです。

ただし、上記のように兄弟姉妹で均等に分けるのは、父母の双方を同じくする全血の兄弟姉妹の間でのハナシです。父母の一方のみを同じくする半血の兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする全血の兄弟姉妹の相続分の2分の1となります（民法900条4号ただし書）。

ex. Aに、配偶者B、弟C、妹Dがいたところ、AとCの父母はE Fですが、Dの父母はE Gだったとします。AとCが正妻の子で、Dが愛人の子であるような場合です。このとき、E Fの死亡後にAが死亡した場合、Bの相続分は9/12、C



の相続分は2/12、Dの相続分は1/12です。兄弟姉妹の相続分4分の1をCとDで2：1で分けるのです。相続分の計算は、上記2.の「相続分の計算方法」で行ってください。相続分の最も少ないDから考えていきます。まず、「D：1」とします。CとDの割合は2：1ですので、CはDの2倍の「2」となります。「配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1」ですので、配偶者の相続分は兄弟姉妹の相続分の3倍となります。よって、兄弟姉妹の相続分「3」の3倍である「9」がBの相続分となります。そして、「D：1」「C：2」「B：9」を合計すると12ですので、分母は「12」となります。

半血の兄弟姉妹の相続分が半分になるのは、半血の兄弟姉妹（上記ex.だとD）は、全血の兄弟姉妹（上記ex.だとC）に比べ、兄弟姉妹（上記ex.だとA）との血のつながりが薄いからです。

4. 配偶者がなく、子のみ、直系尊属のみ、兄弟姉妹のみが相続人である場合

配偶者がおらず、子のみ、直系尊属のみ、または、兄弟姉妹のみが相続人である場合は、同親等の者は均等に相続分を受けます（民法900条4号本文）。上記1.でみたように、嫡出子と非嫡出子で相続分に違いはありません。

ex. Aに、嫡出子B、非嫡出子Cがいたとします。Aが死亡した場合、Bの相続分は1/2、Cの相続分は1/2です。子2人で1：1で分けるのです。

ただし、半血の兄弟姉妹の相続分は、上記3.でみたとおり、全血の兄弟姉妹の半分となります（民法900条4号ただし書）。

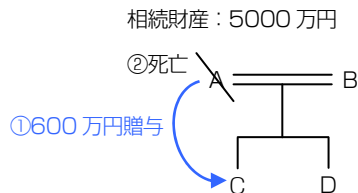
4 相続分の修正

法定相続分は上記③のとおりですが、生前の事情によってこれが修正されることがあります。「特別受益」（下記1.）と「寄与分」（下記2.）という2つの修正があり得ますが、この2つは逆の方向での修正です。

1. 特別受益

Case

Aには、配偶者B、子CDがいる。Cは、生計の資本としてAから600万円の贈与を受けていた。Aが死亡し、相続開始時における財産が5000万円であった場合、Aの財産についての各自の相続分は、どうなるか？



民法 903 条（特別受益者の相続分）

- 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

（1）意義・趣旨

上記 Case のCのように、相続人の中で生前、被相続人から多額の贈与を受けている者がいた場合などには、それを無視して法定相続分どおりに分けると不公平です。そこで、被相続人から遺贈を受けた、または、生前に婚姻、養子縁組、生計のために贈与を受けた者については、それらを相続分から引くこととされました（民法 903 条）。具体的な計算方法は、下記（2）のとおりです。

なお、特別受益者も、義務は承継します。

（2）具体的な相続分の計算方法

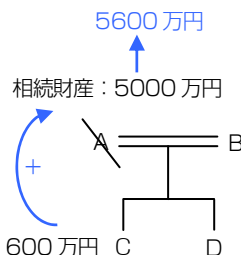
生前贈与などの分をどのように相続分から引くか、上記 Case を例に説明します。特別受益があった場合の相続分は、以下の方法で計算してください。

Step 1 持戻し

Aが死亡時に有している財産の価額5000万円に、特別受益となる贈与の価額600万円を加え、「5600万円」を相続財産とみなします。これを「持戻し」といいます。600万円を加えるのは、Cに贈与していなければ、600万円は相続財産の中にあつたからです。

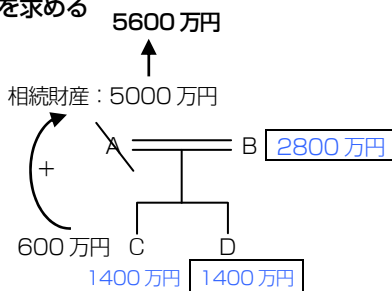
それに対して、特別受益でも遺贈の価額は加えません。遺贈は死亡によって効力が生じますので（民法985条1項）、相続開始時にはまだ相続財産の中にあるからです。

※なお、特別受益の対象となる贈与は、被相続人の死亡前1年間のものに限られるわけではありません。



Step2 法定相続分に従って各相続人の相続分を求める

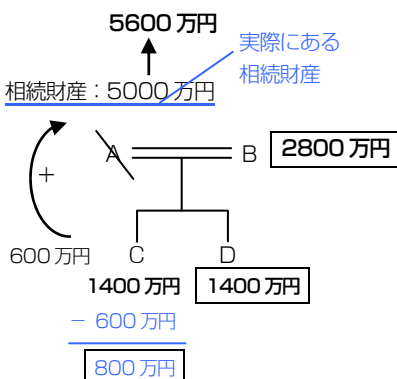
5600万円を相続財産として、法定相続分に従って各相続人の相続分を求めます。法定相続分は「B2/4」「C1/4」「D1/4」ですから、相続分は「B2800万円」「C1400万円」「D1400万円」です。特別受益者であるC以外の相続分は、「B2800万円」「D1400万円」で確定します。



Step3 Step2で求めた相続分から、特別受益となる遺贈または生前贈与の額を引く

特別受益者であるCについては、Step 2で求めた「1400万円」から、特別受益となる贈与額600万円を引き、「800万円」がCの相続分となります。Cは生前に600万円贈与されていますので、それを引くのが公平にかないます。また、現実にはAの死亡時の財産は5000万円しかありませんので、Step 2で求めた「B2800万円」「C1400万円」「D1400万円」を合計した5600万円を分けることはできません。

「B2800万円」「C800万円」「D1400万円」
 とすると、ちょうど死亡時に実際にある5000
 万円となります。



(3) 特別受益の額が相続分以上となる場合の処理

上記 Case は、Cの相続分から特別受益の額を引いてもCの相続分が残る場合ですが、特別受益の額が相続分以上となる場合はどうなるでしょうか。

この場合には、特別受益者の相続分は0です（民法903条2項）。これは当たり前です。相続分以上の特別受益があるわけですから。問題は、特別受益の額が相続分を超える場合に、超える分を返す必要があるかですが、超える分を返す必要はありません。よって、他の相続人の相続分がその分だけ減り、特別受益者は、超える分については「ラッキー」ということになります。

ex. 上記 Case を少し変えて、AがCに贈与したのが1800万円であったとします。上記の Step 1・Step 2 に従って相続分を求めると、Cの相続分は、 $(5000 \text{ 万円} + 1800 \text{ 万円}) \times 1/4 = \text{「1700 万円」}$ となり、贈与の額1800万円がこれを超えています。この場合、Cは相続分を受けることができず、Cの相続分は0となります。Cは、相続分を超える

100万円を返還する必要はありません。法定相続分は「 $B2/4$ 」「 $C1/4$ 」「 $D1/4$ 」でしたが、Cの相続分は0となったので、相続分は「 $B2/3$ 」「 $D1/3$ 」となります（多数説）。相続財産5000万円をBとDが2：1で分けることになりますので、「B約3333万円」「D約1666万円」となります。

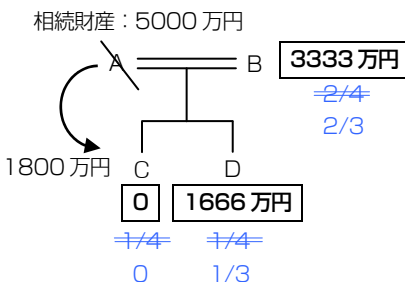
ただし、もし他の相続人の遺留分を侵害している場合には、他の相続人は遺留分減殺請求をすることができます（最判平10.3.24）。遺留分は相続人の生活保障のためにあるものなので（P517[2]）、優先されるのです。

(4) 持戻しの免除

上記(2)の Step 1 が持戻しですが、被相続人が、生前の意思表示や遺言で持戻しを免除する意思表示をしていれば、特別受益者は持戻しをすることを要しなくなります（民法903条3項）。つまり、特別受益者は、特別受益に加え、法定相続分どおりに相続できるのです。

持戻しの制度はたしかに相続人間の公平を図るものですが、それは、公平を図るのが被相続人の通常の意味と推測されるからです。もし被相続人がその相続人を特別扱いしたい（持戻しの免除）と考えたのであれば、その意思が尊重されるのです。

ただし、やはり、それにより他の相続人の遺留分を侵害している場合には、他の



相続人は遺留分減殺請求をすることができます（最判平 10.3.24）。

（5）特別受益の評価

（a）評価の方法

実際には、「お兄ちゃんはお父さんからいくらもらっていたはずだ！」など特別受益の額がはっきりしないことが多いです。その場合には、相続人同士で話し合っ
て特別受益の額を決めれば OK です。家庭裁判所に行く必要はありません。

（b）被相続人の死亡前に受贈財産の滅失や価格の増減があった場合

たとえば、不動産を生前贈与されたが、被相続人が死亡するまでに火事で燃えてしま
うことや、不動産価格が変化することがあります。そういった場合、生前贈与を受
けた相続人の行為が原因かどうかによって、以下のように特別受益の額を算定します。

- ・受贈財産の滅失や価格の増減が受贈者の行為による場合
贈与当時のままの価値で算定します（民法 904 条）。

ex. 受贈者である相続人の火の不始末で建物が燃えたら、建物が贈与当時のまま存
在するとみなします。
その相続人のせいだからです。

- ・受贈財産の滅失や価格の増減が受贈者の行為によらない場合
贈与はなかったことにします。

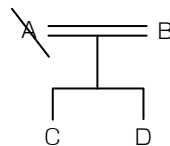
ex. 相続人に贈与された建物が落雷によって燃えたら、贈与はなかったことにします。
受贈者である相続人のせいではないからです。

2. 寄与分

Case

A には、配偶者 B、子 C D がいる。C は、A B と共に暮らし、A が生前営んでいた家業を手伝い、A の財産の増加・維持に努めたが（A の家業に寄与した額は 1000 万円である）、D は、A B の元から離れ、A の家業には一切かわらなかった。A が死亡し、相続開始時における財産が 5000 万円であった場合、A の財産についての各自の相続分は、どうなるか？

相続財産：5000 万円



寄与分 1000 万円

民法 904 条の2（寄与分）

- 1 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第 900 条から第 902 条までの規定により算定した相続分（法定相続分）に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

（1）意義・趣旨

上記 Case の C のように、相続人の中で生前、被相続人の財産の増加に寄与した者がいた場合には、それを無視して法定相続分どおりに分けると、特別受益とは逆の意味で不公平です。そこで、被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護などの寄与を考慮することとされました（民法 904 条の 2）。かつては、遺産分割協議で「C が一番父さんのために頑張ったんだから、相続分を多くしよう」と考慮されていましたが、それが制度化されたのがこの「寄与分」という制度です。

なお、寄与分が認められるのは、相続人に限ります。たとえば、上記 Case において、C の妻（いわゆる嫁）がいくら A に貢献しても、関係ありません。

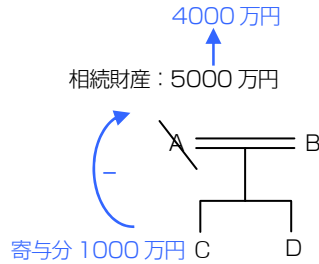
寄与分は“相続分の”修正の制度ですから、いくら頑張っても、そもそも相続分のない嫁（P444 の「Realistic rule」）は関係ないのです。嫁は、生前贈与や遺贈をしてもらうしかないでしょう。

（2）具体的な相続分の計算方法

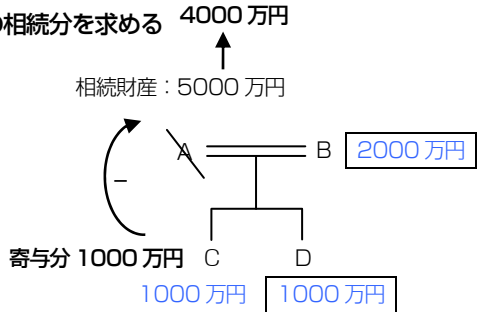
寄与分をどのように相続分に加えるか、上記 Case を例に説明します。寄与分があった場合の相続分は、以下の方法で計算してください。

Step 1 寄与分を引く

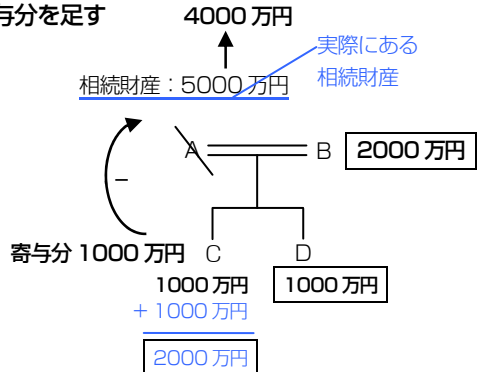
Aが死亡時に有している財産の価額 5000 万円から、Cの寄与分 1000 万円を引き、「4000 万円」を相続財産とみなします。1000 万円は、Cの貢献がなければ本来はなかった額ですので、相続財産から引くのです。

**Step 2 法定相続分に従って各相続人の相続分を求める**

4000 万円を相続財産として、法定相続分に従って各相続人の相続分を求めます。法定相続分は「B2/4」「C1/4」「D1/4」ですから、相続分は「B2000 万円」「C1000 万円」「D1000 万円」です。寄与分を有するC以外の相続分は、「B2000 万円」「D1000 万円」で確定します。

**Step 3 Step 2で求めた相続分に、寄与分を足す**

寄与分を有するCについては、Step 2で求めた「1000 万円」に、寄与分である1000 万円を足し、「2000 万円」がCの相続分となります。1000 万円は、Cの貢献がなければ本来はなかった額ですので、Cの相続分に加えるのが公平にかないます。また、現実にはAの死亡時の財産は5000 万円ありますので、Step 2で求めた「B2000 万円」「C1000 万円」「D1000 万円」では、1000 万円余ることになります。



「B2000 万円」「C2000 万円」「D1000 万円」とすると、ちょうど死亡時に実際にある 5000 万円となります。

※遺贈との関係

遺贈がされている場合、寄与分は相続財産の価額から遺贈の価額を控除した額を超えることはできません（民法 904 条の 2 第 3 項）。

ex. 上記 Case において仮に、Aが相続財産のうちの4500万円をDに遺贈していた場合、Cの寄与分は500万円を超えて認めることはできません。

被相続人の意思を優先するため、遺贈のほうが優先されるということです。

(3) 寄与分の評価の方法

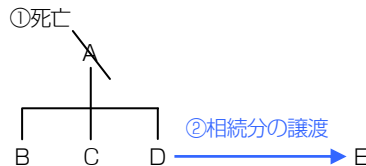
寄与とは労務の提供や療養看護などですから、それをいくらと評価するかは難しいところです。まずは、相続人間の協議で寄与分を決定します。

その協議が調わないとき、または、協議できないときは、寄与分を有する者が家庭裁判所に請求すると、家庭裁判所が決めてくれます（民法904条の2第2項）。

5 相続分の譲渡

Case

Aには、子BCDがいる。Aが死亡した後、DがAの財産についての自分の相続分を相続人ではないEに譲渡した。この場合、BおよびCは、Eと遺産分割協議をしなければならないか？



1. 意義

相続人は、相続分を譲渡するということができます（民法905条参照）。譲渡の方法は、有償（売買）でも無償（贈与）でも構いません。

譲渡の相手は、上記 Case のように第三者（上記 Case だとE）であっても、他の相続人（上記 Case だとB、C）であっても構いません。

具体レベルではなく抽象レベル

相続分の譲渡とは、具体的に「預金の3分の1を譲渡する」「不動産の持分3分の1を譲渡する」ということではありません。「相続人Cは預金、相続人Dは不動産」などと具体的な相続財産の帰属が決まっていない段階での「**3分の1の相続財産を承継する**」という**相続人の地位自体を譲渡することです**。具体的な相続財産のレベルのハナシではなく、より抽象的な相続人の地位のレベルのハナシなのです。

相続人の地位の譲渡ですから、相続分の譲渡を受けた者は、相続人と同じ地位に立ちます。よって、遺産分割手続にも参加します。これは、上記 Case のように相

続人ではない第三者に譲渡した場合も同様です。上記 Case のBおよびCは、Eと遺産分割協議をすることになります。

2. 趣旨

被相続人の死亡から遺産分割がなされるまでには、かなりの時間を要するのが通常です。30年くらい放っておく家さえあります……。そこで、遺産分割までに相続財産を換価したい相続人もいるだろうということで置かれたのが、この「相続分の譲渡」という規定です。他には、たとえば、3兄弟が相続人となった場合に、長男と次男がモメているときに、面倒になった三男が、長男か次男に相続分を譲渡してしまい「後はお兄ちゃんたちが勝手にやってね」などとすることもあります。

3. 相続分取戻権

(1) 意義・趣旨

上記1.のとおり、上記 Case の場合は、BCとEで遺産分割協議をすることになります。このとき、BCのことを考えてください。第三者が入ってくると、色々とトラブルが生じやすいです（まあ相続人だけでもトラブルは多いですが……）。そこで、他の相続人BCには、Eが譲り受けた相続分を買い戻す権利が認められています（民法905条）。これが、「相続分取戻権」です。

(2) 要件

①相続人以外の第三者への譲渡である（民法905条1項）

上記（1）のとおり、「第三者が入ると、色々とトラブルが生じやすい」という趣旨ですから、相続人（上記 Case だとB、C）に譲渡された場合には、このような問題は生じません。よって、相続人に譲渡された場合には、取戻しはできません。

②第三者への譲渡時から1か月以内に取戻権を行使する（民法905条2項）

よって、上記 Case において、BCは、EがDから相続分を譲り受けてから1か月経過していなければ、Eから相続分を買い戻すことができます。

※特定の不動産の持分を譲り受けた者に対する相続分取戻権の行使の可否

相続人の1人が、相続財産中の特定不動産について、その相続人が相続した持分権を第三者に譲り渡した場合、他の相続人は取戻権を行使することはできません（最判昭53.7.13）。

たしかに、第三者に譲渡していますが、「特定の不動産の持分」という具体的な財

産（具体レベル）を譲渡していますので、これは相続分の譲渡ではありません。相続分の譲渡は、「相続人の地位」という抽象レベルのハナシです（上記の「具体レベルではなく抽象レベル」）。